

令和8年度 いづのくに応援券（食糧品等購入応援）事業計画書
(いづのくに応援券事業取扱規程)

1. 目的

いづのくに応援券（以下「応援券」という。）を市の発行により、物価高騰の影響を受けている市民への生活支援及び市内経済の活性化を目的に実施する。

2. 発行者及び運営

発行・運営は伊豆の国市とし、取扱店・換金業務については伊豆の国市商工会が行う。

3. 事業実施期間

本事業は、令和8年4月1日（水）から令和8年9月30日（水）までとする。

4. 取扱店

応援券の取扱店は、伊豆の国市内に事業所があり、取扱店登録をした事業所とする。

5. 取扱店登録

応援券の取扱については、あらかじめ申請により登録を行わなければならない。

6. 取扱店登録の手続き

①取扱店の登録・変更・中止を希望する事業者は「新規取扱店登録・変更・中止申請書」より申請を行う。

②申請期間は、令和7年12月23日（火）から令和8年1月30日（金）までとする。

ただし、期間以降であっても取扱店とすることができますが、取扱店PRが出来ない場合もある。

③従来の（令和7年度プレミアム付商品券）取扱事業者一覧に記載されている登録店は、
変更・中止の申請がない限り、そのまま取扱店として継続とする。

④登録料は無料とする。

7. 応援券の内容

①発行総額 2億7,600万円予定

②応援券の種類 1枚の金額は500円とし、共通券6枚と専用券6枚綴り6,000円分を1セットとし各市民に配布する。（共通券は全ての取扱店で利用可能。専用券は法人の場合、店舗の法人登記地が伊豆の国市内にあり、かつ資本金五千万円以下又は従業員50人以下の中小企業事業所の取扱店で利用可能。個人の場合は全ての取扱店で利用可能。）

③応援券の有効期間 令和8年4月1日（水）から9月30日（水）まで（6ヶ月間）とする。なお、有効期間を過ぎた応援券は無効とする。

④応援券の配布 応援券は、伊豆の国市から郵便（ゆうパック）を利用して、世帯単位で送付する。

⑤応援券は、以下の商品等にはご利用になれません。

- ・換金性の高いもの（商品券・ビール券・切手・印紙・図書カード・プリペイドカード・電子マネー換金等）
- ・たばこ（たばこ事業法第36条第1項にて小売価格以外での販売禁止）
- ・国や地方公共団体への支払い
- ・取扱店が利用を不可とした商品等
- ・業務取引の決済

8. 取扱店の注意事項

- ①商品の販売又はサービスの提供なく応援券の換金は不可とする。
- ②応援券利用対象外商品に対して、応援券での支払は不可とする。
- ③自ら応援券を自店舗で使用されたかのように偽り、換金する行為等の不法行為は禁止する。万一それが発覚した場合は、相応の処罰（詐欺罪）対象となる場合がある。
- ④自店舗の商品仕入、買掛決済など自らの営業活動は利用不可とする。
- ⑤応援券の再販・再流通は不可とする。
- ⑥応援券の偽造・悪用・濫用は不可とする。
- ⑦応援券を盗難・紛失・毀損等した場合、全て自己責任とする。
 - (ア) 換金に際し、換金の振込手数料（金融機関が定める窓口振込の金額）は本会負担とする。
 - (イ) 応援券の利用に際して、消費者からの苦情や紛争が生じ、店舗側の責に帰すと認められる場合、店自ら解決する。
- ⑧応援券の取扱に関して市及び商工会から、改善要請等には従うこと。
- ⑨登録する店舗は（ア）「風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第2条に規定する営業を行う者」、（イ）「特定の宗教・政治団体と関わる店舗等」、（ウ）「公序良俗に反する店舗」、（エ）「暴力団」、「暴力団員」又は「暴力団員と社会的に非難されるべき関係」以上いずれかに該当しないこと。万一関係が発覚した場合は、取扱店舗の登録を取消します。
- ⑩現金との引換えは行わないこと。

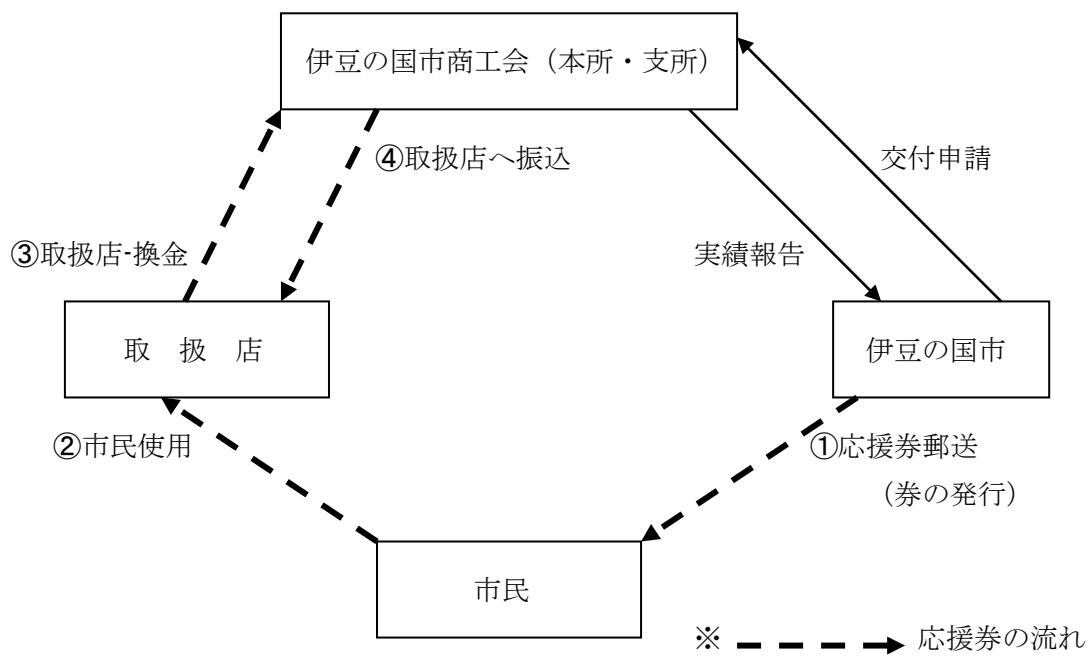
9. 換金方法及び換金手数料

- ①応援券の換金日 取扱店において回収した応援券の換金方法は銀行振り込みとし登録時に指定された金融機関の指定口座とする。振込みは換金受付締切日後の5営業日後とする。
換金受付日は毎月5日、20日（該当日が休日の場合は翌営業日）までに商工会各事務所に持参する（該当日が休日の場合は翌営業日とする）。最終換金受付日は令和8年10月20日（火）とする。換金方法は銀行振り込みとし、登録時に指定された金融機関の指定口座とする。（振込みは換金日の翌々日休日が入る場合は休日を加算した日とする）。但し4月においては、3回（4月6・13・20日）とする。
- ②本会での換金手数料については、令和8年度応援券は、商工会員、非会員共に無料とする。
- ③口座振込み手数料は本会負担とする。（登録店は無料）

10. 事業PR方法

市内全戸配布の応援券配布、市広報紙、市SNS、市HP、商工会HP、新聞、取扱店等にてPR予定

1 1 .応援券の流れ



1 2 . 回収後（換金後）の応援券について

実績報告を提出後に市へ返却する。